目　　次

はじめに

Ⅰ　いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
Ⅱ　いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
Ⅲ　いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1　いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(1)　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(2)　いじめの防止のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2　早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(1)　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(2)　いじめの早期発見のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3　いじめの対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(1)　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(2)　いじめの発見・通報を受けたときの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(3)　いじめを受けた生徒またはその保護者への支援・・・・・・・・・・・・・・ 4
(4)　いじめた生徒への指導またはその保護者への助言・・・・・・・・・・・・・ 5
(5)　いじめが起きた集団への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(6)　ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4　その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(1)　いじめ対策年間指導計画等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2)　組織的な生徒指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(3)　校内研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(4)　校務の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(5)　学校評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(6)　地域や家庭との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
Ⅳ　いじめの防止等の対策のための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
1　「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2　「いじめ対策委員会」の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3　「いじめ対策委員会」の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4　「いじめ対策委員会」の構成員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～8
Ⅴ　重大事態発生に係る調査を行うための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
1　「いじめ問題対策委員会」の設置（学校の下に設置する場合）・・・・・・・・・ 9
(1)　いじめを受けた生徒に，生命，心身または財産に・・・・・・・・・・・・・ 9
重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
(2)　いじめを受けた生徒が一定の期間，または連続して欠席や別室登校，・・・・ 9
早退することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
(3)　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2　「いじめ問題調査委員会」の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3　「いじめ問題調査委員会」の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(1)　学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合・・・・・・・・・・・・・ 9
(2)　学校の設置者が調査主体となる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

Ⅵ　重大事態発生に係る調査・・１０
１　事実関係を明確にするための調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２　調査の方法・・・１０
(1)　いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
(2)　いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
(3)　調査を行う際の，その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
３　調査結果の提供及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
(1)　いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任・・・・・・・・・・・・１１
(2)　調査結果の町長への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
(3)　いじめた生徒及びその保護者への説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
(4)　他の保護者への対応・・１１

４　その他の留意事項・・１１
(1)　地域住民等への対応・・１１
(2)　マスコミへの対応・・・１１
(3)　その他・・・１１
＜事実関係を明確にするフロー＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
＜生徒の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）・１３
の「自殺の背景調査」における留意事項＞
＜自殺背景の調査フロー＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
＜いじめ等対策全体計画＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15~18
＜いじめ対策年間計画＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19~20
＜いじめ発見のためのアンケート＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
＜いじめ発見のためのチェックシート（学校用）＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
＜いじめ発見のためのチェックシート（教師用）＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
＜いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
＜聞き取りシート（いじめを受けた生徒用）＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
＜聞き取りシート（いじめた生徒・傍観していた生徒用）＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
＜生徒指導カード様式＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
＜学校評価の進め方＞・・２８

美里町立南郷中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは，いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格に重大な影響を与えるのみならず，その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は生徒の尊厳を保持するため，美里町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者（警察，児童相談所等の関係機関）との連携の下，いじめの問題の克服に向けて取り組むよう，いじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及び及びいじめへの退所をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために，「学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

Ⅰ　いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）において，「いじめ」とは，「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で，個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は，表面的・形式的に行うのではなく，いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

この際，いじめには，多様な態様があることに鑑み，法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば，いじめを受けていても，本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ，行為が行われたときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等，表面のみにとらわれることなく，いじめを受けた生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また，いじめを受けた生徒の主観を確認する際に，行為の起こったときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は，特定の教職員のみによることなく，「いじめ防止対策推進法」第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動の生徒や，塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該生徒と何らかの人的関係を指している。また，「物理的な影響」とは，身体的な影響の他，金品をたからられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが，外見的にはけんかのように見えることでも，いじめを受けた生徒の感じる被害性に着目して見極めるようにする。

なお，例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが，当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など，行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても，加害行為を行った生徒に対する指導等については，「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- 仲間はずれ，集団による無視
- 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる　等

これらのいじめの中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが必要なものや，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取る。

Ⅱ　いじめの理解

いじめは，どの子供にも，どの学校でも，起こりうるものである。とりわけ，嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また，「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて，いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性），「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努める。

＜いじめの定義，いじめの理解を受けて＞

いじめの定義を受けて，本校ではいじめは，どの生徒にも，どの学校にも起こり得るという認識をもち，学校，家庭，地域が一体となって，一過性ではなく，継続して，未然防止，早期発見，早期対応に取り組む。

いじめ問題への取組にあたっては，学校長のリーダーシップのもと，学校全体で組織的な取組を進める。すべての教職員が「いじめの未然防止，いじめを生まない環境づくり」を前提とし，積極的な生徒指導の推進を意識しながら日々実践していく。

特に本校では，学校教育全体を通して，「自己肯定感，自尊感情の育成」「居場所づくり」「共感的人間関係の構築」を目標に日々の生徒指導に当たる。

Ⅲ　いじめ防止等に関する考え方

1　いじめの防止

(1)　基本的な考え方

未然防止の基本は，生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は，その環境をつくるために，全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり，集団づくり，学校づくりを推進していく。

また，未然防止の取組が着実に成果を上げられるように，学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な生徒の行動の様子を把握したりして適宜評価し，それを基に改善を検討していくＰＤＣＡサイクルに基づく取組を継続していく。

(2)　いじめの防止のための装置

①　いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため，以下のことを行う。

- いじめに関する校内研修会を実施し，「いじめ」という行為および指導に関する理解を深める。
- 職員会議や校内研修において，本校生徒のいじめの実態，具体的な指導上の留意点，取組の計画や改善点等について確認する。
- 全校集会や学級活動などで，校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成していく。また，何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して校舎内に掲示し，啓発を図る。
- 学年保護者会などで話題として取り上げ，保護者に対していじめに関する啓発を行う。
- 「いじめ対策委員会」，「生徒指導問題対策委員会」，「生徒指導担当者会」「生徒指導情報交換会」を設置し，定期的なケース会議等を中心にして指導体制の確立を図り，問題に対する教職員の共通理解と情報の共有を進め，予防と対策を立案・実践し，生徒の健全育成に努める。
- 生徒指導部会，教育相談部会を定期的に開き，「いじめ」はもちろん，生徒指導全般にわたり職員の啓発と校内の問題点を整理するとともに，月目標の検討，生徒の実態把握，生徒指導の方向の確認を行う。これを職員会議等で提案し共通理解を深め，各学年の発達段階に応じた指導の手立てを検討し実践する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，生徒の社会性を育むとともに，地域の方々の協力を得ての職場体験学習・地域ボランティア活動（地活等）・「総合的な学習」の時間における地域学習や福祉学習などの社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め，互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

さらに，教科や道徳，学級活動，部活動を中心として学校教育全体で，好ましい人間関係及び集団づくりを進め，人権教育を推進する。

また，授業や係活動，清掃当番活動など日常の学校生活全般をとおして，自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し解決してく力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には，勉強や人間関係等のストレスがかかわっている。このことを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう，生徒一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら，どの生徒も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。

さらに，生徒が学校生活の中でストレスを感じた場合でも，それを他人に直接ぶるけるのではなく，運動・スポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりするなど，ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお，教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることがなきょう，指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は，いじめている生徒や，周りで見ていたり，はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず，いじめを受けている生徒を孤立させ，いじめを深刻化させる。また，傷害（発達障害を含む）について，適切に理解した上で，生徒に対する指導にあたる。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬など，いじめにつながりやすい感情を減らすために，全ての生徒が「認められている。満たされている。」という思いを抱くことができるよう，学校の教育活動全体を通じ，生徒が活躍でき，他者の役に立っていると感じ取ることのでききる機会を全ての生徒に提供し，生徒の自己有用感を高められるよう努める。その際，教職員はもとより，家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで，幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また，自己肯定感を高められるよう，教科指導，特別活動，部活動などにおいて，達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

なお，社会性や自己有用感・自己肯定感などは，発達段階に応じて身に付けていものであることを踏まえ，異校種間等で適切に連携して取り組む。

⑤ 生徒自らがいじめについて学び，取り組む

「いじめ問題を考える全校集会」など，生徒自らがいじめの問題について学び，主体的に考え，いじめの防止を訴えるような，生徒集会を行う。この際，教職員は，全ての生徒がその意義を理解し，主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言を行い，生徒の取組を陰で支える役割に徹する。

2 早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から的確に関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め，生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い，情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置
① 実態把握，情報共有
② 体制整備とその点検

3 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下，保護者の協力を得て，関係機関・専門機関と連携し，対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 生徒の安全確保

遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても，いじめの疑いがある行為には，早い段階から的確に関わりを持つ。その際，いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

② 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず，いじめ対策委員会で直ちに共有する。その後は，いじめ対策委員会が中心となり，速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして，いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は，校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに，被害・加害生徒の保護者に連絡する。

③ 警察との連携

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは，いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から，所轄警察署と連携して対処する。

なお，生徒の生命，身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた生徒またはその保護者への支援

① いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒には，まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し，親身な対応をする。その際，つらさや悔しさを十分に受け止め，「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど，自尊感情を高めるように留意する。担任等は，教師は絶対的な味方であることと，具体的な支援策を示す。また，生徒の個人情報の取り扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

② 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により，その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた生徒や保護者に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去する。また，いじめを受けた生徒が不安を感じるときなどは，複数の教職員の協力の下，当該生徒の見守りを行うなど，安全の確保やその他，具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心がけ，保護者との信頼関係を構築するように努める。

③ 教育環境の確保

いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめを受けた生徒が安心して学習，その他の活動に取り組むことができるよう，いじめが継続してい場合に，いじめた生徒を別室において指導することとしたり，状況に応じて出席停止制度を活用したりするなど，いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また，いじめを受けた生徒の心理的ケアがさらに必要な場合は，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家，教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

④　支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも，継続して十分な注意を払い，折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また，事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4)　いじめた生徒またはその保護者への助言

①　再発防止

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，複数の教職員が連携し，必要に応じて心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て，組織的にいじめをやめさせ，その再発を防止する措置をとる。

②　保護者への助言

事実関係を聴取したら，迅速に保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得る。情けなさや自責に念，今後への不安等の保護者の心情を理解した上で，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。

③　いじめた生徒への指導等

担任等は，いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い，まずいじめがあったことを確認する。

いじめがあったことが確認されたら，不満等の訴えを聴き，受容的な態度を取りつつも，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに，いじめられている生徒のつらさに気付かせる。なお，いじめた児童生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮して，指導に当たる。

また，当該生徒の個人情報の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて，心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下，別室等で特別の教育計画による指導を行うほか，教育上必要と認めるときは，学校教育法第 11 条の規定に基づき，適切に，生徒に対して懲戒を加える。また，心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど，犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には，警察と連携して対処するとともに，美里町教育委員会と連携し，出席停止生徒を活用するなど，毅然とした対応をする。重大な事案に発展するおそれがあるときには，直ちに警察に通報する。

ただし，いじめには様々な要因があることに鑑み，懲戒を加える際には，主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく，教育的配慮に十分に留意し，いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し，健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5)　いじめが起きた集団への働き掛け

①　「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた児童生徒に対しても，自分の問題として捉えさせる。たとえ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また，はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに，学級活動等で，MAP や構成的グループエンカウンター，思春期のライフスキルプログラム等の手法を取り入れた仲間づくり活動により，仲間との絆の大切さを実感させたり，無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などにより，いじめを受けることは苦痛であることについて，実感を伴って理解させたりするなど，五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

②　望ましい集団づくり

いじめの解決とは，加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく，被害生徒と加害生徒を始めとする，他の生徒との関係の修復を経て，双方の当事者や周りの者全員を含む集団が，好ましい集団活動を取り戻し，新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が，集団の一員として，互いを尊重し，

認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については，被害の拡大を避けるため，直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合，プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり，必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

② ネットパトロールと情報モラル教育

早期発見の観点から，宮城県教育委員会や美里町教育委員会と連携するとともに，職員によるネットパトロールを実施することにより，ネット上のトラブルの早期発見に努める。また，生徒が悩みを抱え込まないよう，仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県２４時間いじめ相談ダイヤル」，北部教育事務所の相談窓口等，関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス），LINE をはじめとする無料通話アプリ，携帯電話のメールを利用したいじめなどについては，より大人の目に触れにくく，発見しにくいため，予防として学校における情報モラル教育を進めるとともに，宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い，生徒のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

4 その他の留意事項

(1) いじめ対策年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。作成や実施に当たっては，保護者や生徒の代表，地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的な指導体制

いじめの問題に適切に対応するため，校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく，学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し，組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう，平素からこれらの対応の在り方について，全ての教職員が共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し，生徒の進学・進級や転学に当たって，適切に引き継いだり，情報提供したりできる体制をとる。

また，必要に応じて，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察官経験者などの外部専門家を加える。

(3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけて実施する。

(4) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように，一部の協力員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織体制を整え，校務の効率化を図る。

(5) 学校評価

いじめへの対応に係る学校評価においては，PDCA サイクルに基づいて評価する。この際，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，いじめの実態把握や対応が促されるよう，生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や，目標に対する具体的な取組の状況を評価し，その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

(6)　地域や家庭との連携

PTA 総会や学年・学級懇談会などにおける学校教育方針の説明により，地域や保護者に対して，いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭訪問や学校通信の地域への回覧等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

Ⅳ　いじめ防止等の対策のための組織

1　「いじめ対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，「いじめ対策委員会」を設置する。

2　「いじめ対策委員会」の役割

○　学校基本方針に基づいて，取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○　いじめの相談・通報の窓口となる。

○　いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う。

○　いじめの疑いに係る情報があった時には，いじめ対策委員会緊急会議を開催し，いじめの情報の迅速な共有，関係のある生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3　「いじめ対策委員会」の構成

構成員は以下の通りとする。

＜教職員＞ ・校長，教頭，教務，生徒指導主事，学年主任，保健主事，養護教諭 ，当該学級担任
＜心理，福祉等に関する専門的な意識を有する者，その他の関係者＞ ・スクールカウンセラー ※　スクールソーシャルワーカー，弁護士，学校医，警察官経験者，学校評議員等
＜保護者や地域住民等＞ ・保護者の代表（PTA 役員等）　・生徒の代表（生徒会総務等）　・地域住民

4　「いじめ対策委員会」の構成員の役割

1　いじめ防止のための措置

＜学級担任＞

・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。

・はやしたてる，見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。

・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないよう，指導の在り方に注意を払う。

＜養護教諭＞

・学校教育の様々な場面え命の大切さを取り上げる。

＜生徒指導主事＞

・いじめ問題について，校内研修や会議で取り上げ，教職員間の共通理解を図る。

＜管理職＞

・全校集会などで，校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。

・道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。

・生徒が自己有用感を高められる場合を積極的に設けるよう教職員に働きかける。

・生徒会によるいじめ根絶宣言など，生徒が主体的に参加する取組を推進する。

2　早期発見のための措置

＜学級担任＞

・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め，生徒の変化や危険信号を見逃さない。
・休み時間や放課後の生徒との交流や日記等を通じ，交友関係や悩みを把握する。
・個人面談や家庭訪問の機会を活用し，教育相談を行う。

＜養護教諭＞

・保健室利用の生徒の会話等で，いつもと何か違うと感じたときは，その機会を捉え，悩みを聞く。

＜生徒指導主事＞

・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
・保健室や相談室の利用，電話相談窓口についての周知を図る。
・休み時間や昼休みの校内巡視や，放課後の巡回等において，異常の有無を確認する。

＜管理職＞

・生徒及び保護者，教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。

3　いじめに対する措置

いじめ情報

①情報を集める

教職員，生徒，保護者，地域住民等から情報を集める。

・いじめを発見したら，その場で行為を止めさせる。
・相談や訴えに傾聴する。
・正確な実態の把握をする。
・聞き取りは，他の生徒の目に触れないよう，時間や場所等に配慮する。

⇨

②指導・支援体制を構築

いじめ対策委員会にて指導・支援体制を構築する。
（学級担任等，養護教諭，生徒指導主事，管理職などで役割分担）

⇨

③生徒への指導・援を行う。

・いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（友人や教員，家族，地域の人等）と連携し，寄り添い支える体制をつくる。
・いじめた生徒には，いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させるとともに，不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
・いじめを見てきた生徒に対しても，自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを止めることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⇨

③保護者と連携する

・つながりのある教職員を中心に，即日，関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い，事実関係を伝えるとともに，今後の学校との連携方法について話し合う。

V　重大事態発生に係る調査を行うための組織

1　「いじめ問題調査委員会」の世知

次に掲げる場合には，その事態（以降「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため，「いじめ問題調査委員会」を設置する。

(1)　いじめを受けた生徒に，生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

①　生徒が自殺を企図した場合
②　身体に重大な傷害を負った場合
③　金品等の重大な被害を被った場合
④　精神性の疾患を発症した場合など

(2)　いじめを受けた生徒が一定の期間，または連続して欠席や別室登校，早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3)　その他

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは，その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2　「いじめ問題調査委員会」の役割

・　発生した事案が重大事態であると判断したとき，当該重大事態に係る調査を行う。
・　調査を行った時は，当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態等，その他の必要な情報を適切に提供する。

3　「いじめ問題調査委員会」の構成

(1)　学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

①　構成員

町教育委員会の指導の下に，以下の「いじめ対策委員会」を母体として，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて，「いじめ問題調査委員会」の構成員を決定する。

＜いじめ問題対策委員会＞ 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，学年主任，教育相談担当教員，その他の関係職員（学級担任，部活動顧問等）
＜適切な専門家＞・・・美里町教育委員会の指導を受けて 弁護士，精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等)

<いじめ問題調査委員会>

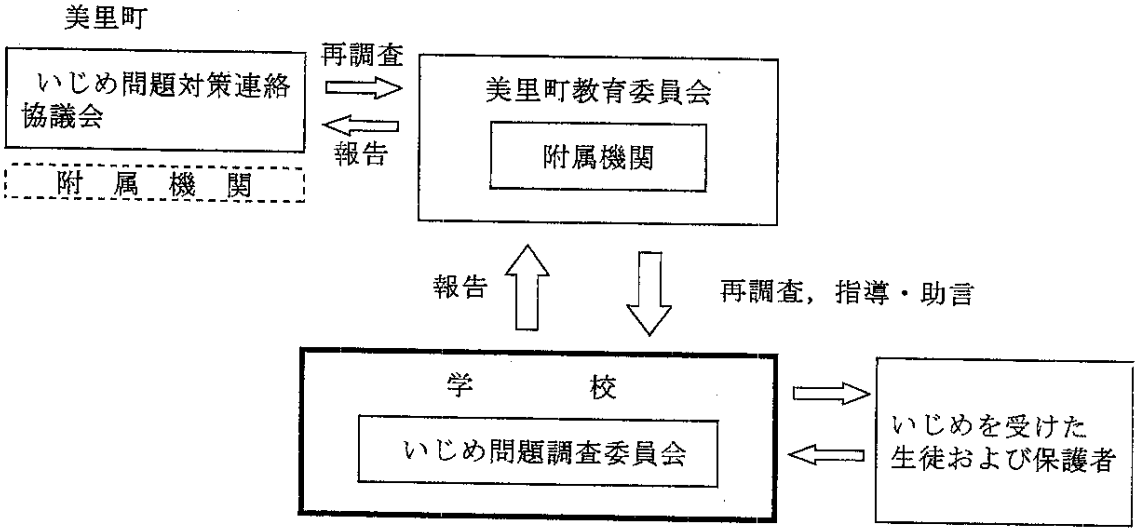

(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

① 構成員

美里町教育委員会が決定次第記載。

② 組織図

美里町教育委員会が決定次第記載。

Ⅵ 重大事態発生に係る調査

1 事実関係を明確にするためにの調査の実施

① 「いじめ問題調査委員会」は，重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。また，当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

② 学校は，美里町教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに，調査結果を重んじ，主体的に再発防止に取り組む。

※ 学校主体の調査では，重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合，又は，学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は美里町教育委員会において調査を実施する。

2 調査の方法

(1) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

① いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに，在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際，いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

② 調査による事実関係の確認とともに，いじめた生徒への指導を行い，いじめ行為を止めさせる。

③ いじめを受けた生徒に対しては，事情や心情を聴取し，いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

④ 調査を行うに当たっては，美里町教育委員会の指導・支援の下，対応に当たる。

(2)　いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は，当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者に今後の調査について協議し，調査に着手する必要がある。調査方法としては，在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(3)　調査を行う際のその他の留意事項

学校において，いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果，重大事態であると判断した場合も想定されるが，それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず，未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから，「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として，調査資料の再分析や，必要に応じて新たな調査を行う。ただし，事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は，この限りでない。

3　調査結果の提供及び報告

(1)　いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

①　いじめを受けた生徒やその保護者に対して，調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ，誰から行われ，どのような態様であったか，学校がどのように対応したか）について，いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

②　情報の提供に当たっては，学校の設置者又は学校は，他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。

③　質問紙調査の実施により得られたアンケートについては，いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき，調査に先立ち，その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(2)　調査結果の町長への報告

調査結果については，美里町教育委員会を通じて美里町へ報告する。

上記（1）の説明の結果を踏まえて，いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果の報告に添えて美里町教育委員会を通じて美里町町長へ送付する。

(3)　いじめた生徒及び保護者への説明

随時，学校への呼び出しを行うとともに，必要に応じて家庭訪問を行う。

(4)　他の保護者への対応

ＰＴＡ役員等との相談の上，事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は，緊急の説明会を開催し，状況説明を行う。

4　その他の留意事項

(1)　地域住民等への対応

地域住民からの苦情や情報提供などには，誠意をもって対応する。必要に応じて，電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。

※　電話対応者を教頭と一本化し，電話の内容を教頭または教務主任がメモする。教務主任が不在の場合は，他の教職員が対応する。

(2)　マスコミへの対応

マスコミや報道機関への電話対応は，原則，教頭が対応する。特に即答を避け，「取材時間，取材場所等」を決めて，美里町教育委員会の指導を受けた上で，マスコミの取材に応じる。

(3)　その他

①　生徒の心のケアに配慮するために，必要に応じて，カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を，美里町教育委員会を通して要請する。

②　調査結果記録の他，電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

＜事実関係を明確にするための調査フロー＞

重大事態と判断されるいじめの発見

⇩

重大事態にかかわる調査を行う組織の設置

⇩

＜事実関係を明確にするための調査の実施＞

「いつ（いつ頃から）「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」

＜いじめを受けた生徒から聞き取りが可能な場合＞

○　いじめを受けた生徒からの聞き取り

○　在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査の実施

※　いじめを受けた生徒，情報提供をしてくれた生徒を守ることが最優先。

＜いじめを受けた生徒から聞き取りが不可能な場合＞

○　在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査

※　当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者と今後の調査について協議し，調査に着手する。

※　生徒の自殺が起こった場合は，次のページを参照

⇩

事実関係の確認

⇩

＜いじめた生徒に対して＞

○　指導を行い，いじめ行為を止めさせる。

※　状況に応じて出席停止措置や警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をする。教育上必要と認められるときには，学校教育法第１１条の規定に基づき，適切に生徒に対して懲戒を加える。

⇩

＜いじめを受けた生徒に対して＞

○　事情や心情を聴取する。

○　状況に応じた継続的なケアを行う。

○　落ち着いた学校生活復帰の支援や学習援助等をする。

⇩

＜調査結果の提供及び報告＞

○　美里町教育委員会へ報告（電話・文書：随時）

○　いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の適切な提供（家庭訪問・電話：随時）

○　いじめた生徒の保護者への説明（学校への呼び出し，家庭訪問）

○　必要に応じて，他の保護者への報告（説明：事実関係や指導の方向性がまとめってから行う。重大な事案の場合は，発見後に状況説明を行うことも考えられる。）

⇩

調査結果を踏まえた必要な措置

生徒の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）の「自殺の背景調査」のおける留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については，その後の自殺防止に資する観点から，自殺の背景調査を実施する。この調査においては，亡くなった生徒の尊前を保持しつつ，その死に至った経過を検証し，再発防止策を講ずることを目指し，遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については，以下の事項に留意の上，「生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

１　遺族に対して

① 詳しい調査を行うに当たり，遺族に対して，調査の目的・目標，調査を行う組織の構成等，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて，できる限り，遺族と合意しておく。

② 死亡した生徒が置かれていた状況として，いじめの疑いがあることを踏まえ，遺族に対して主体的に，在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む，詳しい調査の実施を提案する。

２　調査内容・方法について

① 背景調査に当たり，遺族が，当該生徒を最も身近に知り，また，背景調査について切実な心情を持つことを認識し，その要望・意見を十分に聴取するとともに，できる限りの配慮と説明を行う。

② 在校生及びその保護者に対しても，できる限りの配慮と説明を行う。

③ 背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で，できる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，それらの信頼性の吟味を含めて，客観的に，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析，評価する。

④ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり，それらの事実の影響についての分析評価については，専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

３　調査組織について

調査を行う組織については，弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門科等の専門的知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は，特別の利害関係を有する者でない者（第三者）については，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

４　情報発信・報道対応について

情報発信・報道対応については，プライバシーへの配慮の上，正確で一貫した情報提供が必要であり，初期の段階で情報がないからといって，トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり，断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお，亡くなった生徒の尊厳の保持や，生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ，報道の在り方に特別の注意が必要であり，ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

＜自殺の背景調査のフロー＞

生徒の自殺という実態（いじめがその要因として疑われる場合）

⇩

背景調査を行う組織の設置

⇩

＜背景調査の準備＞

○　背景調査に当たり，遺族が，当該生徒を最も身近に知り，また，背景調査について切実な心情を持つことを認識し，その要望・意見を十分に聴取するとともに，できる限りの配慮と説明を行う。

○　在校生及びその保護者に対しても，できる限りの配慮と説明を行う。

○　死亡した生徒が置かれていた状況として，いじめの疑いがあることを踏まえ，遺族に対して主体的に，在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む，詳しい調査の実施を提案する。

○　詳しい調査を行うに当たり，遺族に対して，調査の目的・目標，調査を行う組織の構成等，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて，できる限り，遺族と合意しておく。

⇩

＜背景調査の実施＞

○　背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で，できる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，それらの信頼性の吟味を含めて，客観的に，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析，評価する。

○　客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり，それらの事実の影響についての分析評価については，専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

○　情報発信・報道対応については，プライバシーへの配慮の上，正確で一貫した情報提供が必要であり，初期の段階で情報がないからといって，トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり，断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

　なお，亡くなった生徒の尊厳の保持や，生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ，報道の在り方に特別の注意が必要であり，ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

⇩

調査結果を踏まえた必要な措置

いじめ等対策全体計画

1　目標

(1)　いじめに関する情報に敏感になり，早期発見，早期対応ができるように常に危機意識をもって生徒理解に努める。

(2)　表面化した問題行動の解決に終始することなく，被害生徒，加害生徒両者の心のケアを行う。再発防止と該当生徒の心の成長を促す。

(3)　該当生徒の保護者に対して，納得のいく説明を行うためにも，正確な情報収集と分析を行う。問題の発生から経過・指導に至るまでを詳細に記録し，説明できるようにする。

(4)　いじめに関する指導を行うにあたり，全教職員がそれぞれに役割や立場において，一致団結して指導・支援にあたる指導体制を確立する。

2　基本方針

(1)　「いじめは『犯罪』である」「どの生徒にも，どの学校でも起こりうるものである」という認識をもって指導する。いじめは生徒が行う悪ふざけの延長ではなく，いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格に重大な影響を与えるのみならず，その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある立派な犯罪行為であるという認識を持つ。

(2)　いじめは「いじめを受けた生徒」を守るということを基準として考え，対応する。加害生徒の言い分ではなく，被害生徒の心身の痛みがいじめを考える上での基準となる。

(3)　「観衆」「傍観」もいじめの加害者である，という認識をもって指導する。言葉や暴力による危害を加えなくても，「観衆」「傍観者」は決して無関係な第三者ではなく，いじめ行為を止めさせる義務があることを理解させ，指導しなければならない。

(4)　再発防止と生徒指導を徹底する。いじめ行為の指導のみで終わらせることなく，再発防止と加害生徒の心の成長を促す生徒指導が必要である。行為は否定するが，決して生徒の人格を否定してはならない。

3　指導の重点と具体的施策

(1)　「自己肯定感・自尊感情」の育成と「共感的な人間関係」の形成

学級活動をはじめ，教育のあらゆる場面で達成感を味わわせる体験活動を充実させ，生徒一人一人の自己肯定感・自尊感情の育成を図る。また，望ましい仲間づくりや集団意識を形成，支え合うことの大切さを指導し，思いやりの気持ちを養う。

(2)　学級を基盤とした学級担任による生徒理解と生徒指導の徹底

生徒・教師間の信頼関係の構築に努め，生徒が何でも教師に相談できる環境をつくる。また，生徒の小さな変化に気づける洞察力を身に付けるとともに，hyper-QU を活用し，いじめの兆候を早期に発見し，いじめを未然に防ぐ。

(3)　学級間，学年間の円滑な情報交換と相互理解

いじめ問題は，学級，学年の枠を取り払い，個々の生徒の問題としてとらえなければならない。学級，学年の教師ではなく，「学校全体」としての広い視野をもつ。

(4)　定期的なアンケート調査の実施

月に一度，定期的にいじめに関するアンケート調査を行い，情報収集を行う。責任の所在を明らかにするため，アンケートは記名で実施する。

4　各領域といじめ対策指導

(1)　生徒理解

生育歴，性格，家庭環境，交友関係など，常に生徒理解に努め，適切な対応ができるようにしておく。

(2)　教科

授業中の生徒の言動に気を配り，生徒間の望ましくない人間関係に気付いたら，すぐに

学級担任ならびに学年主任に報告し，対応する。

(3) 特別活動(部活動)

部活動では，他学年の生徒が同じ環境に存在し，上級生から下級生への強い指導や要求が発生しやすく，いじめが起こる可能性が高い。生徒の変容や情報提供に注意を払うとともに，望ましい人間関係に留意し，いじめの防止および早期発見に努める。

(4) 教育相談(チャンス相談)

生徒の変化に気付いたら，ためらわずにチャンス相談を行う。些細な表情の変化や行動の変化に注意し，話を聞くことで生徒の不安を取り除く。

(5) ＰＴＡとの連携

いじめは学校内だけで起きるわけではなく，地域からの情報を逃さずキャッチし，生徒の行動を把握しておく。たとえ匿名の情報提供でも真摯に受け止め，正確な情報収集に努める。

(6) 関係諸機関との連携

スクールカウンセラーを有効に活用し，生徒の心のケアに努める。また，教育委員会との連携を深め，適切で望ましい解決を図る。

5 いじめ問題への対応と対策

(1) いじめ情報を捕捉する。

(2) 現場に居合わせた生徒がいれば情報を提供してもらい，より正確な情報をつかむ。

(3) 被害生徒と加害生徒を断定する。

(4) 被害生徒と加害生徒を別室に分け，いじめの原因，過程(言動等について)の詳細を把握する。加害生徒が複数の場合は，加害生徒も一人ずつ分けて事情聴取を行う。加害生徒が示し合わせて，ごまかしたり，自分たちの行為を正当化することを防ぐ。

(5) 被害生徒と加害生徒からの情報を照合し，食い違いがなくなるまで事情聴取を継続する。

6 いじめに取り組む体制

【いじめ対策委員会の設置】

1 構成メンバー

(1) 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，各学年主任，養護教諭，当該学級担任および副担任，その他の関係職員，スクールカウンセラー

2 開催について

(1) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため，定期的に，いじめアンケート実施後に開催する。

(2) 緊急を要する問題が発生した場合には，ＰＴＡ会長等を含めた「緊急生徒指導委員会」を開催し，連携して対応にあたる。

(3) 同委員会における内容や事案については，職員会議等で報告し，周知徹底させる。

【教職員の研修の充実】

1 いじめに関する「いじめ防止対策推進法」「宮城県教委いじめ防止基本方針」等，さらに南郷中学校いじめ防止のための基本方針や対応等について，年度当初に全ての教職員で，共通理 解を図る。

2 教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど，教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や，カウンセラーなどの専門家を講師とした研修を計画的に実施し，指導力の向上を図る。

【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

1　いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

2　いじめの解消に向けて取り組むにあたっては，迅速な対応が大切である。いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを，いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし，いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合には，把握した状況をもとに，十分に検討，協議し慎重に対応する。

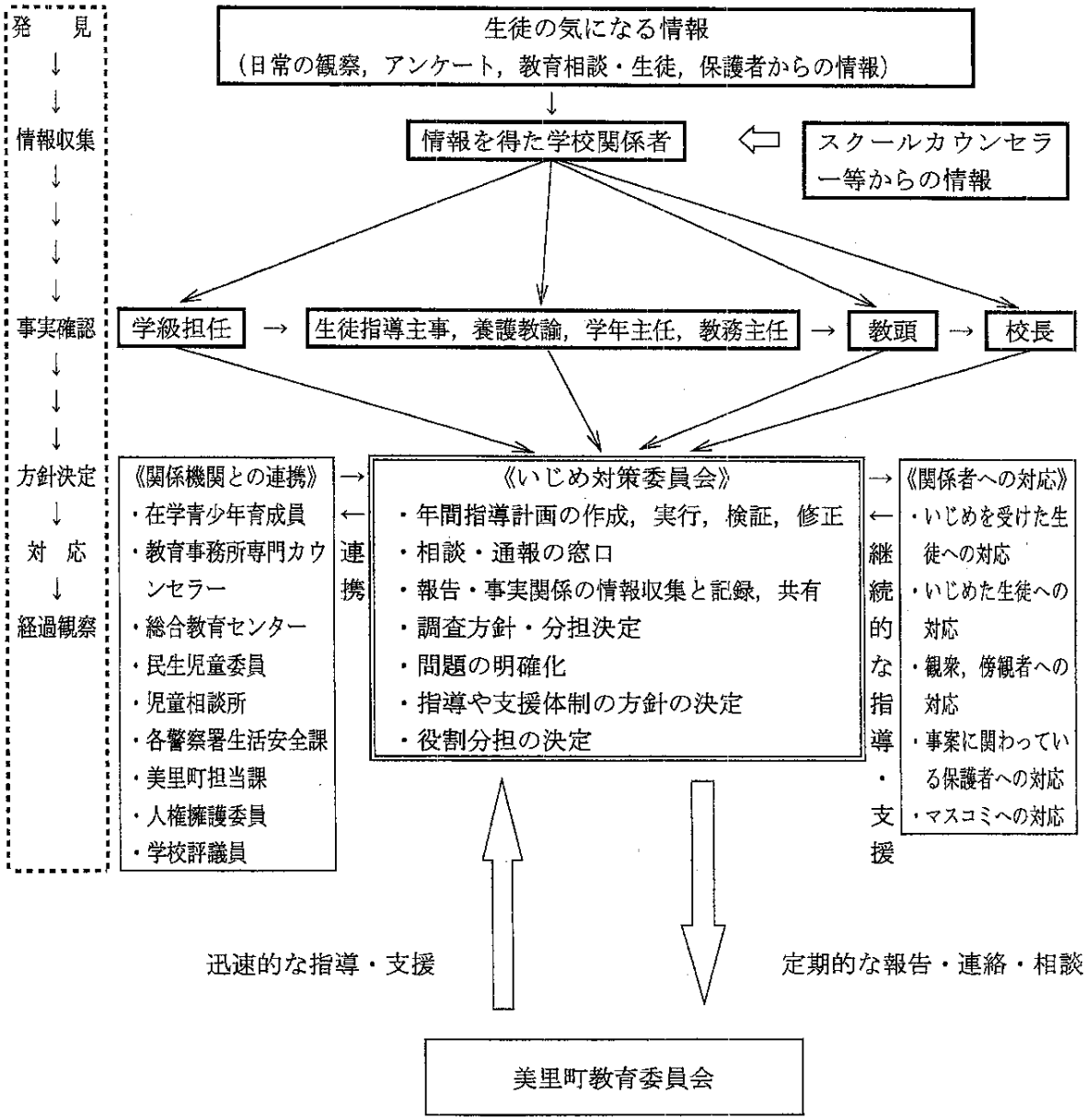

【生命または身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合】

1　いじめ対策委員会の開催

いじめ対策委員会を開き，速やかに町教育委員会，警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり，緊急生徒指導委員会を設け，学校全体で組織的に対応し，迅速に事案の解決にあたる。

2　保護者会の開催の有無の検討

事案によっては，学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を町教育委員会と相談しながら判断し，必要があれば，該当生徒の保護者等の同意を得た上で，説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

3　マスコミへの対応

町教育委員会と協議しながら対応方法等について検討し，慎重に対応する。

【町教育委員会，警察，地域等の関係機関との連携】

1　町教育委員会との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合には，速やかに町教育委員会へ報告し，問題の解決に向けて指導・助言などの必要な支援を受け，対応する。

2　出席停止措置について

(1)　生徒に対する指導の結果，「効果が上がらない」もしくは「効果が上がらない」，他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については，いじめ対策委員会において出席停止等の懲戒処分の措置を学校長の判断で検討する。

(2)　いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等，いじめられた生徒をいじめた生徒から守り抜くために，町教育委員会と連携し，いじめた生徒について出席停止の措置を講ずる。その際，該当生徒の保護者にはその趣旨を十分に説明し，協力を得る。

3　警察との連携について

(1)　学校でのいじめが暴力行為や恐喝など，犯罪と認められる，または発展する恐れがあると予想される事案に関しては，早期に遠田警察署に相談し，連携して対応に当たる。

(2)　生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には，直ちに通報する。

4　地域等その他関係機関等との連携について

いじめにかかわった生徒の背景に，保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には，美里町関係機関，スクールソーシャルワーカー，児童相談所，民生児童委員等の協力を得る。

いじめ対策年間指導計画　■：教職員間の活動　○：生徒，教師，保護者の活動

	実　施　計　画		留意点等
4月	■学年間の情報交換，南郷小学校との情報交換および指導記録の引継 ■校内研修「生徒理解会議」 ■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策委員会の設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○いじめ根絶宣言（学校，生徒会ともに） ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ○学級活動や行事等を通した人間関係づくり ○いじめアンケート調査（生徒対象）	職員会議等 始業式・生徒集会 学級活動 （全学年）	・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	■生徒指導情報交換会 ○生徒会への取り組み ○行事等を通した人間関係づくり （3年修学旅行）（2年仙台自主研修）（1年校外学習） ○生徒集会の実施 ○いじめアンケート調査（生徒対象）	学級活動 （1年） 生徒集会	
6月	■生徒指導情報交換会 ○生徒集会の実施 ○いじめアンケート調査（生徒対象）	生徒集会	・人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	■生徒指導情報交換会 ■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 ■生徒指導問題対策会議 ○運動会に向けた準備を通した人間関係づくり ○学級生活の反省と2学期に向けて ○生徒集会の実施 ○地区生徒会 ○二者面談 ○いじめアンケート調査（生徒対象） ○家庭訪問での情報交換	学級活動 （全学年） 生徒集会	・いじめ防止対策を点検する。
8月	■生徒指導情報交換会 ○夏休み明けの生徒の変化の把握 ○運動会を通した人間関係づくり ○生徒集会の実施 ○運動会への取り組み ○いじめアンケート調査（生徒対象）	生徒集会 学級活動 （全学年）	・適宜，個別面談を実施する。
9月	■生徒指導情報交換会 ○文化祭（合唱コンクール）に向けた準備（練習）を通した人間関係づくり ○男女の協力 ○生徒集会の実施 ○いじめアンケート調査（生徒対象）	学級活動 （2年） 生徒集会	

10月	■生徒指導情報交換会 ○行事等を通した人間関係づくり （文化祭）（1年生いなほの里訪問） ○後期学級の組織づくり・文化祭への取り組み ○生徒集会の実施 ○二者面談 ○いじめアンケート調査（生徒対象）	学級活動 （全学年） 生徒集会	
11月	■生徒指導情報交換会 ○教育相談の実施（全学年） ○生徒集会の実施 ○行事等を通した人間関係づくり （2年職場体験） ○友達について考える，異性との協力と思いやり ○学級生活を考える ○生活アンケート，いじめアンケート調査（生徒対象）	生徒集会 学級活動 （1年）	・行事後の人間関係の変化に留意する。
12月	■生徒指導情報交換会 ■生徒指導問題対策会議 ○学級生活の反省と3学期に向けて ○学校評価の実施（保護者対象） ○生徒集会の実施 ○いじめアンケート調査（生徒対象）	学級活動 （全学年） 生徒集会	・いじめ防止対策を点検する。
1月	■生徒指導情報交換会 ○冬休み明けの生徒の変化の把握 ○励まし合う学級 ○生徒集会の実施 ○いじめアンケート調査（生徒対象）	学級活動 （3年） 生徒集会	・休み明けの生徒の変化に留意する。
2月	■生徒指導情報交換会 ○3年生を送る会に向けた準備を通した人間関係づくり （1，2年） ○生徒集会の実施 ○級友に学ぶ，支え合う友達 ○いじめアンケート調査（生徒対象）	生徒集会 学級活動 （2年）	
3月	■生徒指導情報交換会 ■生徒指導記録の引継 ■新入生引継 ○学級生活の反省と進級に向けて ○いじめアンケート調査（生徒対象）	学級活動 （1，2年）	・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

※　年間を通して，「自己肯定感・自己有用感・自尊感情の育成」「共感的人間関係づくり」「自己決定の場の設定」を意識し，指導に当たる。

いじめ発見のためのアンケート

生徒の抱える問題を早期に発見し，早期に対応できるように月１回，アンケートを実施する。

1　対象　全校生徒
2　実施について
(1)　実施方法
　①　帰りの会でアンケート，封筒を配布し，自宅にて記入させる。
　②　翌日，封筒に入れ，朝の会で回収する。
　③　学級経営・学年経営等の参考にする。必要に応じて個別面談や教育相談を行う。
(2)　簡易アンケートの様式
　　次ページ参照
(3)　活用例
　　チェックした内容をすばやく点検し，必要に応じて追調査や聞き取りを行う。
　　（追調査：見取り・相談活動・再調査など）

学校生活に関するアンケート（　月）

学年　　年　　性別　男　・　女

皆さんの日頃の学校生活を振り返りましょう。
今月を振り返ってみて，当てはまることがあれば，記号に○をつけましょう。また，１週間以内にあったものには，◎をつけましょう。何もなければつける必要はありません。（複数回答可）

1　学校は楽しいですか。
　ア　楽しい　　イ　ふつう　　ウ　楽しくない
2　学級生活は楽しいですか。
　ア　楽しい　　イ　ふつう　　ウ　楽しくない
3　今，先生に相談したいことがありますか。
　ア　ある　　イ　ない
4　廊下や階段などですれ違う際に，大げさによける。
　ア　したことがある　　イ　されたことがある　　ウ　見たことがある
5　無視をする。
　ア　したことがある　　イ　されたことがある　　ウ　見たことがある
6　気に入らないからといって押したり，ぶつかったりする。（叩く，蹴るなども含む）
　ア　したことがある　　イ　されたことがある　　ウ　見たことがある
7　授業や話し合いなどで発言すると，おかしくないのに笑う。
　ア　したことがある　　イ　されたことがある　　ウ　見たことがある
8　嫌がるようなことを何度も言う。
　ア　したことがある　　イ　されたことがある　　ウ　見たことがある
9　許可なく，嫌がることをネットの掲示板などに書き込んだり，メールを送ったりする。
　ア　したことがある　　イ　されたことがある　　ウ　見たことがある
10　持ち物を隠す。
　ア　したことがある　　イ　されたことがある　　ウ　見たことがある
11　あなたは「人が嫌がること」を
　ア　したことがある　　イ　されたことがある　　ウ　見たことがある
12　ア　した内容・・・・
　　イ　された内容・・・
　　ウ　見た内容・・・・
13　今，だれかにいじめられていますか。
　ア　いじめられている　　イ　いじめられていない　　ウ　答えられない
14　誰かがいじめられているのを見たことがありますか。
　ア　ある　　イ　ない

いじめ発見のためのチェックシート（学校用）

	チェック項目	確認
朝の様子	挨拶をしない。または投げやりに挨拶する。	
	遅刻したり，時刻ぎりぎりの登校が目立つ。	
	表情がさえない。うつむき加減でいることが多い。マスクで顔を隠す。	
	体調不良を訴えることが多い。	
	※気になること（　　）	
授業中	周囲の生徒が机を離そうとする。	
	机や持ち物に落書きを見た。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	成績が急激に落ちた。発言をしなくなった。忘れ物が目立つようになった。	
	※気になること（　　）	
休み時間	教室や廊下に一人でいることが多かったり，机から離れようとしなかったりする。	
	休み時間にトイレや相談室・保健室に閉じこもることが多い。	
	特に用事がなくても，職員室や教職員の周りをうろうろすることが多い。	
	そばを通る生徒がからかったり，避けたりしていた。	
	物が壊れたり，紛失するとその生徒のせいにされる。	
	遊びと称して友人といるが表情がさえない。	
	いままで一緒にいることが多かった友人から離れた。	
	※気になること（　　）	
友人関係	特定の友人への言葉遣いや関わり方が不自然になった。	
	友達の話をしなくなったり，交友関係が変化した。	
	友人から頻繁に電話やメールがあり，それを気にしている。	
	いじめの話をすると強く否定する。	
	※気になること（　　）	
給食時間	片づけをさせられているように見えた。	
	配膳をすると嫌がるようなそぶりが見えた。	
	体調不良を訴えたり，給食を残すことが増えた。	
	※気になること（　　）	
清掃時間	人の嫌がる仕事ばかりする。一人で掃除をする。	
	特定の椅子・机が運ばれない。	
	※気になること（　　）	
帰りの会	清掃の後，帰りの会に遅れてくることが目立つ。	
	※気になること（　　）	
放課後	部活動をさぼるようになった。すぐに活動場所に行かない。意欲がなくなった。	
	すぐに，帰宅しない。普通に下校しても帰宅時間が遅い連絡があった。	
	※気になること（　　）	

いじめ発見のためのチェックシート（教師用）

	チェック項目	確認
朝の様子	挨拶をしない。または投げやりに挨拶する。	
	遅刻したり，時刻ぎりぎりの登校が目立つ。	
	表情がさえない。うつむき加減でいることが多い。マスクで顔を隠す。	
	体調不良を訴えることが多い。	
	※気になること（　　）	
授業中	周囲の生徒が机を離そうとする。	
	机や持ち物に落書きを見た。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	成績が急激に落ちた。発言をしなくなった。忘れ物が目立つようになった。	
	※気になること（　　）	
休み時間	教室や廊下に一人でいることが多かったり，机から離れようとしなかったりする。	
	休み時間にトイレや相談室・保健室に閉じこもることが多い。	
	特に用事がなくても，職員室や教職員の周りをうろうろすることが多い。	
	そばを通る生徒がからかったり，避けたりしていた。	
	物が壊れたり，紛失するとその生徒のせいにされる。	
	遊びと称して友人といるが表情がさえない。	
	いままで一緒にいることが多かった友人から離れた。	
	※気になること（　　）	
友人関係	特定の友人への言葉遣いや関わり方が不自然になった。	
	友達の話をしなくなったり，交友関係が変化した。	
	友人から頻繁に電話やメールがあり，それを気にしている。	
	いじめの話をすると強く否定する。	
	※気になること（　　）	
給食時間	片づけをさせられているように見えた。	
	配膳をすると嫌がるようなそぶりが見えた。	
	体調不良を訴えたり，給食を残すことが増えた。	
	※気になること（　　）	
清掃時間	人の嫌がる仕事ばかりする。一人で掃除をする。	
	特定の椅子・机が運ばれない。	
	※気になること（　　）	
帰りの会	清掃の後，帰りの会に遅れてくることが目立つ。	
	※気になること（　　）	
放課後	部活動をさぼるようになった。すぐに活動場所に行かない。意欲がなくなった。	
	すぐに，帰宅しない。普通に下校しても帰宅時間が遅い連絡があった。	
	※気になること（　　）	

いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝，なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。または，ぼんやりとしていたりふさぎ込んでいたりする。		
	いつもと違って，朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと，体調不良を訴える。		
	※気になること（　　）		
登下校	一人で登校（下校）している。		
	遠回りして登校（下校）している。		
	遅刻や早退が増えた。		
	※気になること（　　）		
帰宅時	理由のはっきりしない制服等の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしない擦り傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み，なかなか出てこない。		
	帰宅時間が理由なく遅くなった。		
	学校の話をしなくなった。		
	外出したがらない。		
	学用品などの持ち物が壊れていたり，落書きがあったりした。		
	※気になること（　　）		
友人関係	特定の友人への言葉遣いや関わり方が不自然になった。		
	友達の話をしなくなったり，交友関係が変化した。		
	友人から頻繁に電話やメールがあり，それを気にしている。		
	いじめの話をすると強く否定する。		
	※気になること（　　）		
家庭での様子	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなった。		
	親に反抗したり，兄弟姉妹に八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり，無断で持ち出したりするようになった。		
	部屋に閉じこもりがちになった。		
	学習への意欲と共に成績が下がってきた。		
	食欲がなくなった。ため息をつくことが増えた。		
	なかなか寝付けなくなった。		
	※気になること（　　）		

重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」

「聞き取りシート」【いじめを受けた生徒用】

平成　　年　　月　　日
時刻：　　時　　分から
　　時　　分まで
記録者：

年　　組　氏名

＜された場所＞

日時 （いつ頃から）	場所	・誰にどんなことをされたか ・誰にどんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか	近くにいた人
月　日　時			

＜説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）＞

＜メモ＞

「聞き取りシート」【いじめた生徒・傍観していた生徒用】

平成　　年　　月　　日
時刻：　　時　　分から
　　時　　分まで
記録者：

年　　組　氏名

＜いじめに至ったきっかけ＞

＜行った，または，見た場面＞

日時	場所	・誰が誰にどんなことをしたのか（したのを見たか） ・誰がどんなことを言ったか（言ったのを聞いたか）	近くにいた人
月　日　時			

＜説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）＞

＜メモ＞

生徒指導カード

生徒名		1年　組　番 2年　組　番 3年　組　番

学年	生徒指導上配慮すべきこと・問題点など	記入者名
1年生		
2年生		
3年生		

月・日	観察・相談・指導上の記録	記入者名

学校評価の進め方

学校関係者評価委員会	学校（いじめ問題対策委員会）	生徒・保護者等
○取組の方針等の説明 ・年間計画 ・重点目標 ・評価項目 ・評価方法等 ←	【PLAN】 **○今年度の計画作成** ・いじめ対策年間計画の作成 ・重点目標の設定 ・目標達成に必要な評価項目・指標等の設定	→ 計画等の周知
○授業・学校行事の参観，校長との意見交換 ←	【DO】 **○取組の実施** ・授業，学校行事等 ・校内研修会，アンケート実施等	→ 授業，学校行事の公開
○中間評価の結果について評価 ← →	【CHECK（1）】 **○実施状況の評価（中間）** ・中間評価 ・必要に応じて見直し	
←	【CHECK（2）】 **○実施状況の評価と評価結果を踏まえた改善方策の取りまとめ** ・自己評価	← 生徒，保護者等を対象にしたアンケート実施
○自己評価の結果と改善方策について評価 →	【ACTION】 **○学校関係者評価の結果を踏まえた改善方策の見直し** ・自己評価の結果等の公表 ・次年度の計画等に反映	→ 自己評価・学校関係者評価の結果と改善方策について，保護者・地域住民等に公表する。